

仕様書

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター（以下「甲」という）の指示するところにより、受託者は（以下「乙」という）は入院中の新生児および未熟児等に対する必要な上着・肌着類、タオル類、マット等（以下「ベビー用寝具等」という）を供給（搬入・回収・洗濯・消毒・納品・在庫管理、整理等を含む）し、また、甲が所有するベビー用品等の洗濯・消毒（以下「洗濯業務」という。）業務を行うものとする。

なお、供給するベビー用寝具等の内容、洗濯業務については、厚生労働省の定める衛生基準（平成5年11月25日付衛指第224号厚生省生活衛生局指導課長通知）によることのほか下のとおりとする。

1 業務の名称

ベビー用寝具等提供業務及び洗濯業務

2 業務に概要

甲に入院中の新生児及び未熟児等に対して必要な上着・肌着類、タオル類、マット等の供給（搬入・回収・洗濯・消毒・納品・在庫管理、整理等を含む）及び甲が所有するベビー用品等の洗濯・消毒業務

3 貸借品及び洗濯品

別紙1「予定数量・実績」及び別紙2「品質・規格仕様書」を参照。

4 納入場所及び履行場所

奈良県奈良市七条西町2丁目897-5
奈良県総合医療センターの指定する場所

5 契約期間

令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

6 業務内容

(1) 供給・回収

①原則週5日（祝日等を含む月曜日～金曜日）で、同日に供給及び回収業務を行うこととする。ただし、不足が生じた場合はこの限りではない。また、年末年始の業務についても不足が生じない体制を維持することとし業務の実施については甲乙間で別途協議することとする。

②供給・回収場所：産科(周産期エリア・3階東病棟)、新生児集中治療室（NICU）、
ベッドセンター

③供給されたベビー寝具等に不足が生じ、補修等が必要な場合は、速やかに対応すること。

④供給・回収時には病院業務及び患者④に支障をきたさないようにすること。

※新型コロナウイルス感染症患児もしくは疑いのある患児が使用したベビー寝具等についても上記と同様に対応することとし、回収BOXについては通常の使用済みベビー寝具等と別の回収BOXを用意すること。

(2) 洗濯・消毒

①貸借物品及び甲が所有する物品の洗濯は、クリーニング業法（昭和25年5月27日法律第279号）第3条第3項により定める衛生基準に従い、病院で使用するという旨を十分考慮の上、適切に行うこと。

②貸借物品及び甲が所有する物品の洗濯は、乳幼児に適した洗剤を使用し、洗濯後の水洗い、すすぎ、乾燥を十分に行うこと。

(3) 管理

①供給すべきベビー寝具等は、使用患者及び介助者等に不快感を与えるもの・不衛生なものを供給

しないこと。(例えば、やぶれ、つぎあて、汚れ、黄ばみ等があるものは不可)

②供給すべきベビー寝具等は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取扱い、供給・回収の際、使用済みのものと供給すべきものを混在しないようにすること。また使用する車両等は、日々殺菌灯消毒、アルコール消毒等により衛生的に取り扱うこと。

③供給すべきベビー寝具等は必要とする患者数のほか、甲の使用に不足の出ないよう予備数を考慮の上、院内に準備するものとする。

④使用済みのベビー寝具等は、すべて乙が回収して持ち帰り、付帯業務を行い衛生的な状態にすること。なお、使用済みベビー寝具等を病棟にて一時保管するための回収BOXは、常に衛生的（整理整頓・点検を含む）な状態を維持すること。

⑤乙の責任において、甲及び該当患者に迷惑をかけることなく所定の品目、数量を供給すること。

（４）その他関連事項

①原則として、供給すべきベビー寝具等の規格・品質は別紙２「品質・規格仕様書」による。

サイズは参考値であり大幅な違いが無い場合は可とする。同等品でも可とするが、競争入札参加資格確認申請時に、納入予定品とカタログを提出して財務課用度係の確認を受けたもののみ許可する。

②本業務に関連するその他事項については担当職員の指示に従うこと。

③甲は必要があると判断した場合に、乙は洗濯、消毒の内容について報告を求め、又は工場等に立ち入り検査をすることができる。

７ その他

（１）当該業務上に知り得た情報等は、当該業務の履行期間及び履行完了後においても外部に漏洩しないこと。

（２）通常の仕様の範囲内における賃借物品の損壊は、乙の損害賠償請求の対象としないこと。

（３）乙は当該業務の満了又は解除に伴い業務を停止するときは、業務の引継ぎ又は引き渡しに十分考慮し、業務運営に支障をきたすことのないようにすること。

（４）本仕様書に定めのない事項が生じた場合や、不明な点が生じた場合等は甲乙協議の上決定すること。